

大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター規程

平成22年12月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高エネルギー電磁波の医学利用に関する総合的臨床及び研究を推進することにより、生体画像医学の研究拠点としての役割を果たすとともに、地域医療の向上に貢献し、もって大分大学医学部における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ポジトロンCTを用いる生体画像医学臨床・研究に関する事項
- (2) 生体画像技術を用いる創薬及び高次機能解析研究に関する事項
- (3) 高エネルギー電磁波を用いる画像技術の開発研究に関する事項
- (4) 高エネルギー医学研究における国内外の研究組織との連携研究に関する事項
- (5) 高エネルギー医学研究の実施に必須となる研究支援者の教育に関する事項
- (6) その他センターの目的達成に関する事項

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) 主担当の教員
- (4) 医学部の教員 若干人
- (5) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、学部長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、学部長の指名する者をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当の教員)

第6条 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学医学部門人事会議の議に基づき、学長が行う。

(学部長が指名する教員)

第7条 第4条第4号の教員は、学部長が指名する。

- 2 第4条第4号の教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属先端分子イメージングセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 主担当の教員
 - (4) 第4条第4号の教員
 - (5) 医学科の教授又は准教授 4人
 - (6) 附属病院の教授、准教授又は講師 2人
 - (7) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 3 前項第5号から第7号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第9条 前条第2項第5号から第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第13条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第14条 センターに関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年医学部規程第1-7号)

- 1 この規程は、平成22年12月9日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される兼任教員及び第8条第2項第5号から第7号に規定する委員の任期は、第7条第2項及び第9条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成28年医学部規程第1-5号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部規程第1-4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。